

放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

改正案（修正後）

改正案（修正前）

（傍線部分は修正部分）

<p>4 前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの</p> <p>二 法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、<u>コミュニティ放送</u>に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの</p> <p>二 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの</p> <p>三 法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの</p>	<p>4 前二項の規定にかかわらず、超短波放送（<u>コミュニティ放送を除く。</u>）に係る重大な事故は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの</p> <p>二 法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの</p> <p>5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、<u>コミュニティ放送</u>に係る重大な事故は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの</p> <p>二 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの</p> <p>三 法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの</p>
--	--